

令和6年度逗子市職員採用試験（技術職（土木））

【休業代替任期付職員】・【一般職任期付職員】

受験案内

随時募集 ※採用者が決定次第、受付を終了します。

1. 試験の目的

(1) 休業代替任期付職員

この採用試験は、育児休業や配偶者同行休業を取得する職員の代替(休業期間を任用期間と限定)として、逗子市の行政機関に勤務し、土木業務に携わることのできる人材を採用する際に使用される採用候補者名簿に登録するために実施するものです。※名簿の有効期間中に採用されない場合があります。

(2) 一般職任期付職員

この採用試験は、逗子市の行政機関に勤務し、土木の実務経験を活かし、土木業務に携わることができる人材の採用を行うため際に使用される採用候補者名簿に登録するために実施するものです。※名簿の有効期間中に採用されない場合があります。

2. 試験区分、募集人員、職務内容及び受験資格

試験区分	受験資格	募集人員	職務内容
休業代替任期付職員 技術職（土木）	学校教育法に基づく高等学校・中等教育学校以上を卒業した人で、土木に関する専門課程を履修した人 ①大学卒の場合：応用力学、水理学、土質工学、測量、都市計画、土木計画、構造力学、材料、施工などの土木に関する科目のうち、3科目以上を履修した人 ②高校卒の場合：土木専門の学科を卒業した人	1名	土木の専門的な業務（設計業務、工事監理、施工管理業務等）
一般職任期付職員 技術職（土木）	(1) 及び (2) を満たす人 (1) 学校教育法に基づく高等学校・中等教育学校以上を卒業した人で、土木に関する専門課程を履修した人 ①大学卒の場合：応用力学、水理学、土質工学、測量、都市計画、土木計画、構造力学、材料、施工などの土木に関する科目のうち、3科目以上を履修した人 ②高校卒の場合：土木専門の学科を卒業した人 (2) 国、地方自治体、民間企業等において、土木に関する業務（設計業務、工事監理、施工管理等）の実務経験が5年以上ある人		

※受験資格に年齢制限はありません。

3. 欠格条項等（次の項目のいずれかに該当する人は受験できません。）

- ・地方公務員法第16条各号のいずれかに該当する人
 - ① 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
 - ② 逗子市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
 - ③ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

4. 試験の内容

	日時・場所	科目・試験内容
第1次 試験	日時：申込受付後、調整のうえ決定します。場所：逗子市役所 持ち物 <u>○本人確認書類（免許証、保険証等）</u> <u>○HB、B又は2Bの鉛筆及び消しゴム</u> <u>○e-kanagawa 電子申請から出力した履歴書</u> e-KANAGAWA にて出力し、<u>両面印刷</u>してください。 なお、証明写真の貼付、署名欄の記載をしたうえで当日提出してください。	【能力・適性検査】 逗子市職員（公務員）として必要な基礎能力等を判定します。
第2次 試験	日時・場所：第1次試験合格通知でお知らせします。	【面接】 個別面接
合格発表	第2次試験後、速やかに通知します。	

（※）詳しい日時等は第1次試験合格通知でお知らせします。

5. 受験手続

(1) 申込方法 **電子申請**

申込方法	逗子市ホームページから、e-kanagawa電子申請システムに接続し、利用者情報を登録した後、受験申し込みを行ってください。 ※電子申請システムは一定時間が経過すると自動でログアウトしますのでご注意ください。 【逗子市ホームページ】 https://www.city.zushi.kanagawa.jp/shisei/jinji/1006773/1006774.html
受付期間	電子申請 随時募集（※採用者の決定等で受付を終了することがあります。） ※受付期間中に正常に受信したものを有効とします。 ※電子申請システムはメンテナンスにより利用できない場合があります。また、予期せぬトラブルについては一切責任を負いませんので、余裕を持ってお申し込みください。

(2) 事前準備

- ① インターネット環境の整備
 - ・第1次試験を受験する際に、パソコンやスマートフォンによるインターネット環境が必要となります。
 - ・タブレットは推奨環境外のため、使用できません。
- ② メールの受信設定について

- ・携帯電話のキャリアメールのメールアドレスは利用できません。
- ・「syokuin@city.zushi.lg.jp」から送信されるメールが受信できるように、自身で設定してください。
- ・電子メールの設定不備や通信障害等については、当市では一切の責任を負いません。

6. 合格発表について

試験結果については、e-kanagawa電子申請システムにて、可否の通知をしますので確認してください。

7. 合格から採用まで

- (1) 最終合格者は、職員採用候補者名簿に登載され、休業代替・欠員等の状況に応じて順次採用されます。
なお、職員採用候補者名簿の有効期限は令和8年（2026年）3月31日までです。
※名簿の有効期間中に採用されない場合があります。
- (2) 受験資格がない場合又は申込書類の記載事項に虚偽があった場合は、合格を取り消します。
- (3) 採用予定日は、令和6年9月以降で、任期は、令和8年3月末を予定しています。
- (4) 休業代替任期付職員として採用される場合は、職員が育児休業等を取得する期間となります。
(勤務が可能な方は、産前産後休暇期間中にも臨時的任用職員として勤務をお願いする場合があります。)
- (5) 日本国籍を有しない人で、就職が制限されている在留資格の人は採用されません。

8. 勤務条件

(1) 勤務時間

月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分

(2) 給 与(令和6年8月1日現在)

- ・休業代替任期付職員の場合

(例) 新規卒業者の月収

	大 学 卒	短 大 卒	高 校 卒
給 料	200,700 円	187,300 円	176,100 円
地域手当	24,084 円	22,476 円	21,132 円
合 計	224,784 円	209,776 円	197,232 円

- ・一般職任期付職員の場合

(例) 4年制大学を卒業後、実務職務経験が5年間の月収

給 料	271,000 円
地域手当	32,532 円
合 計	303,632 円

給料は、「逗子市職員給与条例」等の規定に基づき、学歴、職歴等を勘案して決定されます。

なお、給料のほか「逗子市職員給与条例」等の規定に基づき地域手当、住居手当、通勤手当等の諸手当がそれぞれ支給要件に応じて支給されます。

ただし、採用されるまでの間に条例等の改正が行われた場合には、その定めるところによります。

9. 注意事項

- (1) 受験の際には必ず受験票又は本人確認書類、HB、B又は2Bの鉛筆及び消しゴムを持参してください。
また、試験会場には時計がない場合がありますので、時計は必要に応じて各自で持参してください。

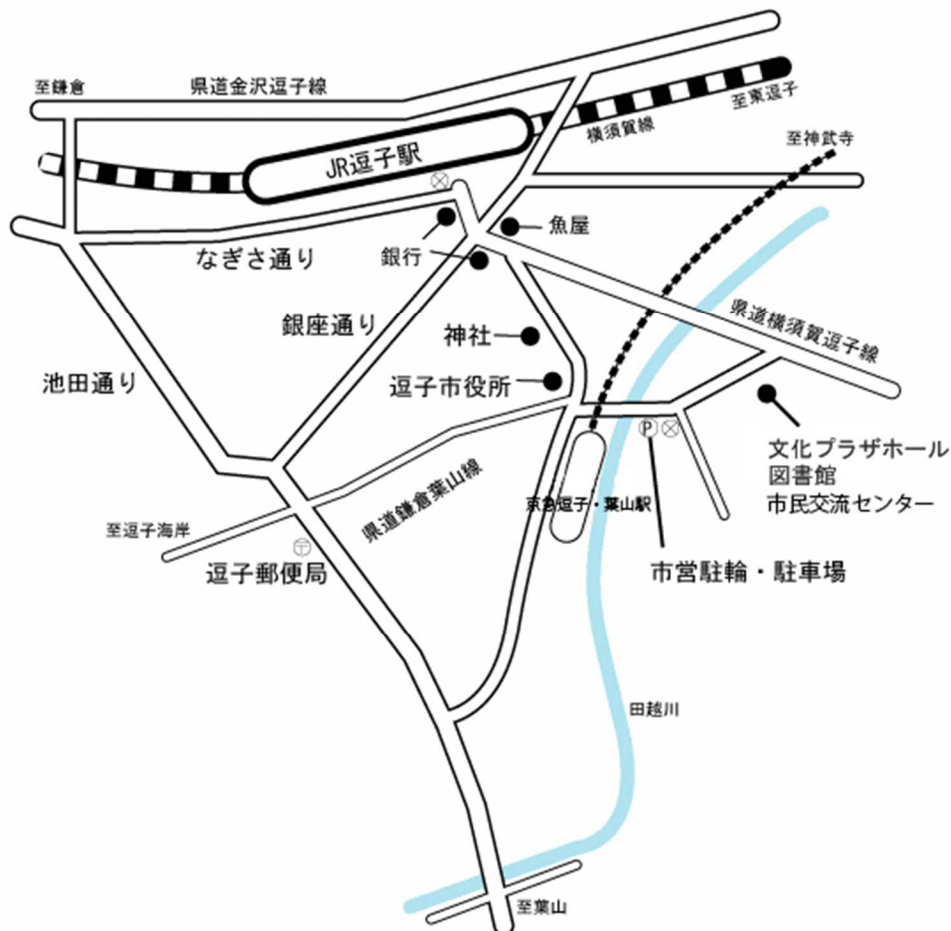
- (2) 試験において提出された書類は、返却しません。
- (3) 書類不備等の場合は、申込に応じられません。
- (4) 申込み期限を過ぎたものは受付できません。
- (5) 試験に関するお問い合わせは、総務部職員課をお願いします。ただし、試験内容については、この受験案内に記載していること以外お答えできません。
- (6) 自家用車での来場はできません。必ず公共交通機関等をご利用ください。
- (7) 身体の障がい等のため受験に際し配慮が必要な方は、必ず試験申込の受付期間内にご相談ください。
- (8) 筆記試験は日本語による出題で、解答も日本語でしていただきます。また、面接試験はすべて日本語での質問・応答になります。
- (9) 試験日時や会場等は予定ですので、変更する場合があります。

■■ 申込受付・試験会場 ■■

逗子市役所

〒249-8686 逗子市逗子 5-2-16

(JR 逗子駅から徒歩約 3 分／京急逗子・葉山駅から徒歩約 1 分)



■■ お問い合わせ先 ■■

逗子市 総務部 職員課

〒249-8686 逗子市逗子 5-2-16

電話 046-873-1111 (内線361)

ホームページ <https://www.city.zushi.kanagawa.jp/shisei/jinji/1006773/1006774.html>